

多治見市豊岡駐車場及び多治見市豊岡原動機付自転車駐車場の 指定管理者候補団体公募要領

多治見市では、多治見市豊岡駐車場及び多治見市豊岡原動機付自転車駐車場について、平成 18 年 4 月 1 日から「多治見市駐車場条例」（昭和 51 年条例第 46 号）及び「多治見市原動機付自転車駐車場の設置及び管理に関する条例」（昭和 57 年条例第 9 号）に基づき指定管理者による管理運営制度を導入しています。

現在の指定管理者の指定期間が、令和 6 年 3 月末をもって終了することから、標記駐車場等の新たな指定管理期間となる令和 6 年 4 月 1 日以降の指定管理候補団体を募集します。

なお、指定管理者制度については、この要領に定めるもののほか、次の法令等を参照してください。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）
- (3) 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 26 号）
- (4) 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 62 号。以下「手続規則」という。）
- (5) 多治見市駐車場条例（昭和 51 年条例第 46 号）
- (6) 多治見市原動機付自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和 57 年条例第 9 号）
- (7) 多治見市駐車場条例施行規則（昭和 52 年規則第 8 号）
- (8) 多治見市原動機付自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 57 年規則第 17 号）
- (9) 多治見市行政手続条例（平成 9 年条例第 1 号）
- (10) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (11) 多治見市情報公開条例（平成 9 年条例第 22 号）
- (12) 多治見市死者情報の開示に関する条例（令和 4 年条例第 30 号）
- (13) 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- (14) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- (15) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- (16) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (17) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (18) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (19) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (20) その他管理運営に適用される法令

指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とします。なお、改正に伴い、著しく費用が増減する場合や市が業務内容を変更した場合にあっては、協議により定めます。

1. 対象施設

設置目的

自動車及び原動機付自転車に係る道路環境を整備し、もってこれらの交通に係る事故防止と交通の円滑化を図り、かつ、利用者の利便の増進に役立てるものです。

各施設の概要は、以下のとおりです。

(1) 名称 多治見市豊岡駐車場

ア. 所在地 多治見市豊岡町1丁目65番地

イ. 施設概要

- ① 沿革 竣工 昭和52年3月
供用開始 昭和52年4月
- ② 構造 鉄骨造耐火被覆・床板・鉄骨コンクリート造地上3階建・
塔屋2階駐車スペース4層
- ③ 敷地面積 3,127.74 m²
- ④ 建設面積 1,991.29 m²
- ⑤ 利用床面積 7,804.30 m²
- ⑥ 駐車台数 292台(1F 64台・2F 73台・3F 73台・RF 82台)自走式

ウ. 施設内容

- | | | |
|-------------|-------------|-------------------|
| ① 駐車場精算システム | ② 車室監視システム | ③ カメラ監視システム |
| (ア) 駐車券発行機 | (ア) 中央監視制御盤 | (ア) 屋外用赤外線ズームカメラ |
| (イ) 自動料金精算機 | (イ) 超音波センサー | (イ) 屋外用単焦点カメラ |
| (ウ) カーゲート | | (ウ) データ保存用IPレコーダー |
| (エ) 入出庫管理装置 | | (エ) 小型監視用モニター |
| (オ) 非接触受信機 | | (オ) 大型監視用モニター |

エ. その他施設

- ① 屋外駐車場
 - (ア) 自動車台数 3台(定期利用に限る。)
 - (イ) バスタ数 1台(普通駐車に限る。)
- ② 放置自転車保管所
- ③ 変電室
- ④ 昇降機及び昇降機機械室

オ. 利用実績(過去3年)

	一般利用	まなびパーク利用	定期利用
令和元年度	37,916 台	30,110 台	55,281 台
令和2年度	19,128 台	15,268 台	49,547 台
令和3年度	23,425 台	15,568 台	53,999 台

※「まなびパーク利用」は、まなびパーク利用者に提供した1時間無料券の枚数。

1 時間を超えて駐車した車両は、一般利用にもカウントされている。

※利用者の 1 時間分の駐車場利用料金を市が負担するので、その支払い方法について、多治見市学習館、多治見市市民活動交流支援センター及び多治見市図書館の指定管理者、並びに多治見市文化スポーツ課と協議すること。

(2) 名称

多治見市豊岡原動機付自転車駐車場

ア. 所在地 多治見市豊岡町 1 丁目 71 番地

イ. 施設概要

①沿 革 竣 工 昭和 59 年 6 月

供用開始 昭和 59 年 7 月

②構 造 鉄骨造平屋建片流れ屋根、床コンクリート

③敷 地 面 積 138 m²

④駐 車 台 数 35 台（原動機付自転車：27 台 自動二輪車：8 台）

ウ. 利用実績（過去3年）

	一般利用	定期利用
令和元年度	99 台	3,842 台
令和 2 年度	51 台	5,108 台
令和 3 年度	57 台	8,031 台

2. 管理の基準

(1) 供用時間

午前 0 時から午後 12 時まで（24 時間）

(2) 供用の休止

各駐車場の整備その他の理由により、市長が必要であると認めたときは、指定管理者と協議し駐車場の全部又は一部の供用を休止することができます。

3. 指定管理者が行う業務

- (1) 各駐車場の利用許可及び利用制限に関する業務
- (2) 利用料の徴収に関する業務
- (3) 各駐車場の維持管理に関する業務
- (4) 各駐車場の利用率向上に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- (6) その他仕様書のとおり

4. 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（3 年間）

5. 利用料金等

各駐車場の利用料は指定管理者の収入となります。

指定管理者は所定の施設使用料を市に納めます。

6. 申請資格

(1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）で、駐車場の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有している者（個人での申請は不可）。

(2) 申請者の制限

次に該当する団体は、申請者となることができません。

ア 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる場合の団体

イ 施行令第 167 条の 4 の規定により本市における一般競争入札の参加を制限される団体

ウ 当該団体の責めに帰すべき事由により、法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けた後、2 年を経過していない団体

エ 国税又は地方税を滞納している団体（非法人にあたっては、該当団体の代表者が該当する場合を含む。）

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

7. 公募要領の配布

(1) 配布場所

多治見市役所経済部産業観光課（以下「産業観光課」という）

〒507-8703 多治見市日ノ出町 2-15（本庁舎 1 階）

電話番号 0572-22-1252

(2) 配布期間

令和 5 年 6 月 1 日（木）～ 6 月 30 日（金）※ただし土・日は除く

(3) 配布時間

午前 9 時～午後 5 時

(4) 配布方法

上記配布場所にて配布します。多治見市ホームページからもダウンロードできます。

(5) 配布書類

ア 多治見市豊岡駐車場及び多治見市豊岡原動機付自転車駐車場指定管理者候補団体公募要領（本書）

イ 多治見市豊岡駐車場及び多治見市豊岡原動機付自転車駐車場指定管理者候補団体指定管理者候補団体仕様書

8. 現地説明会

現場の状況等について現地説明会を開催します。参加を希望される方は、令和 5 年 6 月 5 日（月）までに産業観光課にご連絡ください。なお、現地説明会に参加しなくても、指定申請はできます。

(1) 日時

令和 5 年 6 月 8 日（木） 午前 11 時～正午

(2) 場所

多治見市豊岡駐車場事務所

(3) 内容

施設概要の説明、施設見学

※当日は応募に関する質問にはお答えしません。質問は、後記 10 に基づき、書面にてご提出ください。後日回答します。

(4) その他

参加人数は、一団体 3 人までとします。

9 資料の閲覧

(1) 閲覧資料

- ・ 建設工事竣工図
 - ・ 関係規程（ホームページでも閲覧できます） 等
- ※ただし、個人情報に記載された資料等は除く。

(2) 閲覧期間

令和 5 年 6 月 1 日（木） から 6 月 30 日（金） まで ※ただし土・日は除く。

(3) 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 閲覧場所

産業観光課

(5) 留意事項

- ア 閲覧を希望する場合は、あらかじめ産業観光課へ連絡し、予約の上閲覧してください。
- イ 資料の持ち出しは禁止とします。
なお、閲覧場所内における筆記、持ち込み機器等による複写は可とします。
- ウ 本資料の中には、設計当初の内容のものもあり、変更されている箇所があることに留意の上閲覧してください。

10. 質問

(1) 提出期限

令和 5 年 6 月 9 日（金） 午後 5 時必着

(2) 提出様式

任意とします。

(3) 提出方法

文書にて産業観光課に提出してください。持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかでご提出ください。その際、連絡先（住所、氏名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス）について、必ず記載してください。口頭による質問は受け付けません。

(4) 回答方法

質問の内容は質問者に文書にて回答します。また、提出期限までに提出されたすべての質問及び回答については、6 月 15 日（木） までにホームページ上で公開します。

11. 申請の手続

「1. 対象施設」に示した自動車駐車場及び原動機付自転車駐車場を一括管理とします。単体施設での申請はできません。

(1) 提出書類

- ア. 指定管理者指定申請書（手続規則「別記様式第 1 号」）
- イ. 指定の期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
- ウ. 指定管理者の指定を受けるための申請書を提出する日の属する事業年度（以下「現事業年度」という。）の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
- エ. 現事業年度の前の事業年度の収支計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類（現事

業年度に設立された団体を除く。)

オ. 現事業年度の前の事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（現事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録）

カ. 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

キ. 現に行っている業務の概要、団体の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの

ク. 法人にあつては当該法人の登記簿謄本、非法人にあつては当該団体の代表者の身分証明書

ケ. 定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類

コ. 立体自走式駐車場の管理実績及び駐車場経営実績年数がわかるもの（実績がある場合）

サ. 手続規則第3条第1項第1号及び第2号に該当していない旨を記載した誓約書（手続規則「別記様式第2号」）

シ. 国税及び地方税に関して、滞納がないことを証明する書類

(2) 提出部数

正本1部、副本10部の合計11部を提出してください。なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本産業規格A4判とし、ファイル等に綴じて提出してください。

(3) 提出期間

令和5年6月1日（木）から令和5年6月30日（金）※ただし土・日は除く。

(4) 提出時間

午前9時から午後5時まで

※必ず提出日と時間を厳守してください。

(5) 提出方法

直接、多治見市役所本庁舎1階産業観光課窓口へ持参してください。郵送は不可とします。

(6) 申請に関する費用負担

申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

(7) 申請書類等の著作権及び公表等

申請書類等の著作権は申請者に帰属します。ただし、申請書類は複写することができるものとします。また、情報公開条例の規定等により開示又は公表することがあります。

(8) 申請書類等の修正

申請書類等については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めません。

1 2. 指定管理者候補者団体の選定

(1) 選定方法

提出書類に基づき申請資格を確認のうえ、7月下旬開催予定の多治見市産業・観光・駐車場指定管理者候補団体選定及び評価委員会（以下「選定委員会」という。）において、プロポーザル方式により審査・選定を行います。なお、プロポーザル審査の詳細につきましては、後日連絡します。

(2) 審査基準等

ア 提案内容の妥当性

イ 中心市街地活性化や街のにぎわいづくりに資する事業提案がなされているか

※審査項目及び配点は次のとおりです。なお、合計得点が6割に満たない場合は不合格となります。

審査項目	配分点数
ア 提案内容の妥当性について	80

①	駐車料金（時間貸・月極など）の設定額についての考え方	15
②	サービスの向上・利用者増についての考え方	10
③	維持管理業務・管理運営業務に対する考え方	15
④	安全管理・リスク分担に対する考え方	10
⑤	平等・公平な利用の確保についての考え方	5
⑥	施設運営方針の妥当性（利用者の要望・苦情対応、個人情報保護等）	5
⑦	収支計画の妥当性	10
⑧	運営体制の妥当性	5
⑨	申請事業所の経営状況、駐車場運営管理の実績	5
イ 中心市街地活性化や街のにぎわいづくりに資する事業提案がなされているか		20
①	中心市街地のにぎわいづくりに資する事業提案	10
②	中心市街地の商業振興に資する事業提案	5
③	中心市街地の利便性向上に資する事業提案	5
合計点数…		100

※上記審査項目について、提案書中のどこに記載されているかが分かるように、当該提案書事項の末尾に『審査項目ア-①』、『審査項目イ-②』等と記載してください。

(3)選定結果の通知

選定結果は、令和5年8月上旬を目途に申請者全員に通知します。

(4)選定結果の公表

選定委員会の審査結果は、申請者の名称及び総合得点をホームページ上で公表します。

(5)その他の留意事項

ア 選定委員及び関係市職員との接触の禁止

申請予定者及び申請者は、選定委員会委員及び関係市職員と本件申請についての接触（現地説明会等正当な行為を除く。）を禁じます。

接触の事実が認められた場合には失格とすることがあります。

イ 重複申請等の禁止

ひとつの団体等が複数の申請をすることはできません。

ウ 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

- （ア）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （イ）本要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- （ウ）提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
- （エ）その他不正な行為があった場合

1 3. 施設使用料の支払い

指定管理者は、毎年度次のとおり多治見市に施設使用料を支払うものとします。

支払は毎四半期終了後 30 日以内とします。

年度		金額
令和6	第1四半期	747,750 円
	第2四半期	747,750 円
	第3四半期	747,750 円

年度	第 4 四半期	747,750 円 + (1 年間の総売上 - 26,001,000 円) × 0.2 円 ただし、1 年間の総売上が 26,001,000 円未満の場合 747,750 円
令和 7 年度	第 1 四半期	747,750 円
	第 2 四半期	747,750 円
	第 3 四半期	747,750 円
	第 4 四半期	747,750 円 + (1 年間の総売上 - 26,001,000 円) × 0.2 円 ただし、1 年間の総売上が 26,001,000 円未満の場合 747,750 円
令和 8 年度	第 1 四半期	747,750 円
	第 2 四半期	747,750 円
	第 3 四半期	747,750 円
	第 4 四半期	747,750 円 + (1 年間の総売上 - 26,001,000 円) × 0.2 円 ただし、1 年間の総売上が 26,001,000 円未満の場合 747,750 円

1 4. 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、多治見市議会の議決が必要です。選定した候補者を指定管理者に指定する議案を議会に提案し、議決されれば、市長が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

多治見市と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業計画及び書類審査、質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、協定を締結します。

1 5. 業務開始前に実施が困難になった場合における措置

(1) 申請の辞退・選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ず産業観光課に辞退届を提出してください。選定結果通知後に辞退することは、理由の如何に関わらず認められません。万一、選定結果通知後に辞退した場合、多治見市が被った損害について、賠償請求をすることがあります。

(2) 指定の取消し

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

取消しとなった場合は、前記 1 2. の申請者の順位付けにおいて第 2 位に決定した申請者を指定管理者の候補者として選定することとします（第 2 位の申請者について同様の事態が発生した場合は、第 3 位以降の申請者について順次同様に取り扱うこととします。）。

ア. 多治見市議会において指定にかかる議案が否決されたとき。

イ. 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。

ウ. 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。

エ. 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

オ. 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

カ. 要領に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。

キ. その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

16. その他（留意事項）

(1) 市長が管理業務等を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことができます。この場合、指定管理者の損害に対し市は賠償しません。また、取消しに伴う多治見市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

(2) 指定管理者として指定された後、指定期間前に、従事予定者に対して、一定期間豊岡駐車場にて研修並びに事務及び事業の引継ぎを行います。なお、令和6年3月31日以前に引継ぎに要した費用は、全て指定管理者として選定された団体の負担とします。

17. 問合せ先

多治見市役所 経済部産業観光課

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地

電話番号 0572-22-1252

FAX番号 0572-25-3400

E-mail : sangyokanko@city.tajimi.lg.jp